

倉吉市小型除雪機械購入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市小型除雪機械購入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 補助金は、冬期間に地域住民が自発的に行う、地域内の市道、生活道等その他の当該地域住民の往来を確保するために必要な区域であって自力での除雪が困難なものについての除雪に要する機械の整備を支援することにより、安全で安心な交通及び市民生活を確保し、もって地域における生活環境の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、市内の販売店から新品の小型除雪機械（原動機付きのものに限る。以下単に「小型除雪機械」という。）1台を購入するためのものとする。この場合において、当該小型除雪機械についての次に掲げる経費は、除く。

- (1) 部品の購入
- (2) 修理
- (3) 燃料及び油脂類の購入
- (4) その他小型除雪機の維持管理のために要する経費

(補助金の交付)

第4条 市は、第2条に掲げる目的を達成するため、別表の第2欄に掲げる補助対象者が同表の第4欄に掲げる補助要件を満たしている場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表の第3欄に掲げる補助対象経費の額に、同表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（100円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と同表の第6欄に定める補助限度額のいずれか少ない額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、小型除雪機の購入の前に規則第5条の申請書（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 交付申請書に添付すべき規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、交付申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 購入予定の小型除雪機械のカタログ
- (2) 購入予定の小型除雪機械の見積書の写し
- (3) 小型除雪機械の保管場所がわかるもの（位置図、写真等）

4 交付申請の回数は、同一年度内において同一補助対象者につき1回を限度とする。

(交付決定の時期等)

第6条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第3項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、規則第5条の報告書（以下「実績報告書」という。）による。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 前項に定めるもののほか、実績報告書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 購入した小型除雪機械の写真（複数の画角からのもの数点）

(2) 購入した小型除雪機械の領収書の写し又は請求書の写し

(譲渡の禁止)

第9条 補助金により取得した小型除雪機械は、当該小型除雪機械を取得した日から起算して10年を経過するまでの間は、これを譲渡し、交換し、又は廃棄してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、及び交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 申請等において、偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(その他)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年7月15日から施行し、同日以後の購入に係る補助対象経費について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助要件	5 補助率	6 補助限度額
小型除雪 機械購入 事業	自治公民館又は各地区のコミュニティセンターの指定管理者である団体	小型除雪機械（原動機付きのものに限る。）の購入に要する経費	補助対象者において、次に掲げる小型除雪機械についての体制の整備がいずれも図られていること。 （1） 人的な除雪運営体制 （2） 保管場所の確保その他の管理体制	1 / 2	200,000円

令和 年 月 日

倉吉市長 様

申請者 住 所

団体名

氏 名 ㊤

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度倉吉市小型除雪機械購入事業費補助金交付申請書

令和 年度倉吉市小型除雪機械購入事業費補助金の交付を受けたいので、倉吉市補助金等交付規則第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称 令和 年度倉吉市小型除雪機械購入事業費補助金
- 2 算定基準額 円
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実施計画書
 - (2) 収支予算書 (に準ずる書類)

様式第1号（第4条、第8条関係）

年度倉吉市小型除雪機械購入事業実施計画書（実績報告書）

1 事業の目的

冬期間に地域住民で自発的に行う、地域内の市道、生活道路等その他の当該地域住民の往来を確保するために必要な小型除雪機械を購入し、安全で安心な交通及び市民生活を確保する。

2 事業計画（実績）

（1）経費の総括

区分	事業費 (円)	負担区分（円）		備考
		市補助金	その他	
小型除雪機械 購入事業				
計				

3 除雪を行う体制及び小型除雪機械の保管場所

（除雪体制： ）

（例）自治公民館内で除雪隊等を組織して実施

（保管場所： ）

（例）自治公民館敷地内の倉庫にて保管

※申請時には購入予定の小型除雪機械のカタログ・見積書及び保管場所がわかる位置図、写真を添付すること

※実績報告時には購入した小型除雪機械の写真3枚程度及び請求書又は領収書を添付すること。

4 着手（予定）年月日 年 月 日

5 事業完了（予定）年月日 年 月 日

6 他の補助金の有無（有 ・ 無）

活用する補助金名	事業内容	問合せ先

様式第2号（第4条、第8条関係）

年度倉吉市小型除雪機械購入事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額			備考
	市補助金	自己資金	計	
小型除雪機械購入事業				
計				

2 支出の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備考
小型除雪機械購入事業				
計				